

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金法による年金の支給等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、国民年金法による年金の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和4年3月8日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	国民年金法による年金の支給等に関する事務								
②事務の内容	国民年金等に関する次の事務 1 被保険者の資格取得・喪失等の届出を受理して日本年金機構に送付し、同機構から処理結果を受け取る事務 2 保険料納付の免除等の申請を受理して日本年金機構に送付し、同機構から審査結果を受け取る事務 3 付加保険料の納付の申出又は納付しないことの申出を受理して日本年金機構に送付し、同機構から処理結果を受け取る事務 4 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、年金生活者支援給付金等の給付請求を受理して日本年金機構に送付し、同機構から審査結果を受け取る事務								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	国民年金システム								
②システムの機能	1 被保険者資格管理機能 資格の取得、喪失等の届出を受理して、日本年金機構へ送付する被保険者異動報告書を作成し、同機構から受け取った処理結果により資格情報の決定や修正等の入力を行うことで進捗状況を管理する機能 2 免除管理機能 免除・納付猶予申請書、学生納付特例申請書及び免除理由該当・消滅届等を受理して、日本年金機構へ送付する書類を作成し、同機構から受け取った処理結果により免除情報の決定や修正等の入力を行うことで進捗状況を管理する機能 3 付加保険料情報管理機能 付加保険料に関する申出を受理して、日本年金機構へ送付する書類を作成し、同機構から受け取った処理結果により付加保険料情報の決定や修正等の入力を行うことで進捗状況を管理する機能 4 給付管理機能 年金請求書等を受理して、日本年金機構へ送付する書類を作成し、同機構から受け取った審査結果により給付情報の決定や修正等の入力を行うことで進捗状況を管理する機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム2									
①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)								
②システムの機能	1. ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2. システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 3. 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。 4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。								

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（福祉情報システム、人事・給与システム）
3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項並びに別表第一の31の項及び95の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び68条の2、国民年金法第3条第3項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	—
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健部保険年金課
②所属長	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民年金の被保険者、その配偶者及び世帯主並びに受給権者
その必要性	国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について必要な給付を行うため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 1 識別情報 ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。 2 連絡先等情報 ・4情報、連絡先:日本年金機構に情報提供するために保有する。 ・その他住民票関係情報:被保険者の世帯の世帯主を検索するための世帯番号等を保有する。 3 業務関係情報 ・地方税関係情報:保険料免除及び所得制限のある年金給付の支給停止の審査に伴う日本年金機構への情報提供を行うための所得情報を保有する。 ・年金関係情報:本事務を運用するための年金関係情報を保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:国民年金保険料の法定免除に係る事務に必要なため保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉局保健部保険年金課、各区市民部保険年金課及び出張所

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (企画総務局総務課、財政局税務部市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (市税システム端末の直接操作、ねんきんネット、日本年金機構から貸与を受けた社会保険オンラインシステムの可搬型業務端末)								
③使用目的 ※	各年金の給付を正確かつ効率的に行うため。								
④使用の主体	使用部署	健康福祉局保健部保険年金課、各区市民部保険年金課及び出張所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 被保険者資格管理事務 ・被保険者からの届出等により、資格の取得又は喪失に係る情報の管理を行う。 ・資格情報を日本年金機構に送付する。 ・日本年金機構から送付される処理結果により、資格情報の修正等を行う。 2 免除管理事務 ・免除・納付猶予申請書等により、免除に係る情報の管理を行う。 ・免除情報を日本年金機構に送付する。 ・日本年金機構から送付される処理結果により、免除情報の修正等を行う。 3 付加保険料管理事務 ・付加保険料に関する申出により、付加保険料に係る情報の管理を行う。 ・付加保険料情報を日本年金機構に送付する。 ・日本年金機構から送付される処理結果により、付加保険料情報の修正等を行う。 4 給付管理事務 ・年金請求書等により、年金の給付に係る情報の管理を行う。 ・給付情報を日本年金機構に送付する。 ・日本年金機構から送付される処理結果により、給付情報の修正等を行う。								
情報の突合	・資格の取得又は喪失の情報を日本年金機構に送付するため、住民票関係情報と突合する。 ・免除情報を日本年金機構に送付するため、住民票関係情報及び所得情報と突合する。 ・付加保険料情報を日本年金機構に送付するため、住民票関係情報と突合する。 ・給付情報を日本年金機構に送付するため、住民票関係情報及び所得情報(所得制限のある年金給付のみ)と突合する。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (4) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項並びに別表第一の31の項及び95の項、国民年金法第3条第3項及び第109条の10、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条及び第46条
②提供先における用途	・被保険者資格情報の登録 ・免除申請の審査及び決定 ・付加保険料に関する申出の審査及び決定 ・年金の給付申請の審査及び決定
③提供する情報	被保険者資格の異動情報、免除申請情報、付加保険料に関する申出情報及び年金の給付申請情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金の被保険者、その配偶者及び世帯主並びに受給権者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	週1回
移転先1	企画総務局総務課、各區市民部市民課及び出張所
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号
②移転先における用途	住民基本台帳に関する事務
③移転する情報	国民年金第1号被保険者の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金第1号被保険者又は被保険者であった者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先2	こども未来局保育企画課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	障害基礎年金の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	乳幼児の属する世帯における障害基礎年金の受給者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (国民年金システム端末の直接操作)
⑦時期・頻度	月1回
移転先3	こども未来局保育企画課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	障害基礎年金の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支給認定子どもの世帯における障害基礎年金の受給者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (国民年金システム端末の直接操作)
⑦時期・頻度	月1回

移転先4	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当支給に関する事務	
③移転する情報	基礎年金番号	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当申請者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	月1回	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。	
7. 備考		
-		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民年金情報ファイル

1.宛名番号、2.個人番号、3.氏名、4.住所、5.生年月日、6.性別、7.電話番号、8.基礎年金番号、9.世帯番号、10.住民種別コード、11.住民状態コード、12.資格得喪区分、13.資格種別区分、14.取得理由区分、15.資格取得年月日、16.喪失理由区分、17.資格喪失年月日、18.付加種別区分、19.申出年月日、20.辞退年月日、21.付加辞退理由区分、22.免除理由区分、23.免除状態区分、24.開始年月、25.終了年月、26.該当年月日、27.消滅年月日、28.給付種別区分、29.受付年月日、30.決定年月日、31.支給開始年月、32.他公の年金区分1、33.他公の年金番号1、34.他公の年金入力年月日1、35.他公の年金区分2、36.他公の年金番号2、37.他公の年金入力年月日2、38.不在区分、39.不在年月日、40.手帳再交付区分、41.再交付年月日、42.再交付理由区分、43.被保険者控除後所得額、44.配偶者控除後所得額、45.世帯主控除後所得額、46.処理年月日、47.更新者職員番号、48.個人メモ、49.単胎多胎区分、50.出産予定年月日、51.出産年月日

統合宛名管理テーブル

1.個人番号、2.団体内統合宛名番号、3.業務宛名番号、4.住所、5.氏名、6.生年月日、7.性別

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書又は申請書等の受理の際、個人番号カード又は通知カード及び顔写真付きの身分証明書の提示等による本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・届出書等の内容を国民年金システムに入力後、入力者以外の者がその入力された内容と届出書等を照合し、正しく反映されているか確認を行う。 ・届出書等は、必要とする情報以外が記載できない様式としている。 ・国民年金システムは、必要とする情報以外を登録、管理できない仕様としている。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、当該事務の対象者以外の情報及び当該事務に必要な情報以外の情報を入手することはできない。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・届出書等の受理は、あらかじめ決められた窓口に限定し、搾取・奪取が行えないようにしている。 ・国民年金システムの利用は、限られた専用の端末のみで利用でき、あらかじめ承認した利用者・権限の範囲に限っている。 ・代理人から届出書等を受理する際は、本人からの委任状の確認及び代理人の本人確認を行う。 ・入手した情報について、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により確認することで正確性を確保している。 ・本市職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで正確性を確保している。 ・特定個人情報が記載された届出書等は、鍵付保管庫等で保管している。 ・事務処理で使用した届出書等は、処理完了後は速やかに保管庫に移している。 ・国民年金システムのネットワークは、外部からアクセスできない専用回線を用い、専用の端末のみと接続している。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。 ・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたり、システム間連携の過程で情報の正確性が失われたりすることはない。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムには、業務に関係のない情報は保持しない。 ・他業務システムから直接アクセスできない仕組みとしている。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われたい仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付けを管理する機能であり、事務に必要な情報との紐付けは行われたい仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムへのアクセスは、共通基盤の認証が必要である。 ・国民年金システムには、申請に基づき登録したユーザIDのみがアクセスでき、ユーザIDごとに業務に必要な機能のみに権限を付与している。 ・退職、人事異動等によりシステムを利用しなくなる場合、人事情報に基づき、ユーザIDを削除している。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。 	
その他の措置の内容	<p>1 アクセス権限の発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員、非正規職員ともに、システム利用者申請書に基づき、アクセス権限を設定している。 <p>2 アクセス権限の失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員については、退職・人事異動等の人事情報に基づき、アクセス権限を失効させている。 ・非正規職員については、システム利用者申請書に記載された雇用期間に基づき、アクセス権限を失効させている。 <p>3 アクセス権限の管理</p> <p>課ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。</p> <p>4 特定個人情報の使用の記録</p> <p>システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録している。</p> <p><共通基盤における措置></p> <p>次の手順により、アクセス権限の管理を行っている。</p> <p>また、ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理し、その記録は10年間保存することとしている。</p> <p>1. 発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)人事異動等により、ユーザIDの登録が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書を共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの割り当て及びICカードの発行を行う。 <p>2. 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)人事異動等により、ユーザIDの削除が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書及びICカードを共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの削除を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者への情報セキュリティ研修などを行い、事務外での使用禁止を徹底している。 ・外部機関とデータ連携を行う部署以外の業務端末について、電子記録媒体にデータを記録することができない設定としている。 ・EUC機能について、操作ログを取得することにより、不正なデータの抽出・複製を抑制している。 ・特定個人情報を含む届出書等の紙媒体が不正に使用されるリスクに対しては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)では、利用者、日時、利用端末等を記録している。 ・操作記録(ログ)は、10年間保存することとしている。 ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で利用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。 ・データのバックアップは自動的に実行され、バックアップファイルの取得は入退室管理が行われるデータセンターにおいてのみ可能となっている。 		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>秘密保持、収集の制限、目的外の利用及び提供の制限、適正管理、作業場所の指定、複写及び複製の禁止、資料の返還、事故発生時の報告等について規定している。</p>	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、再委託を行う場合にはあらかじめ本市の承諾を得ることとしており、本市が承諾するに当たっては、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制などを確認の上、承諾することとしている。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に受託者が情報セキュリティ関連資格(プライバシーマーク認定、ISO27001認証、ISO9001認証)を取得しているか確認している。 ・契約書において、本市の情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報取扱特記事項における個人情報の適正な取扱いを義務づけている。 ・契約書に基づき、業務の推進体制及び情報セキュリティ対策等を記載した実施計画書を提出させ、確認している。 ・特定個人情報ファイルの取扱者の名簿を提出させている。 ・情報資産の取扱いを徹底させるため、代表者及び従業員から誓約書を提出させている。 ・契約書に基づき、履行状況を確認するため、委託先に対し、報告を求め、必要に応じて立入検査の実施をする。 ・契約書において、委託先は、個人情報が記録された資料等を契約の終了後又は解除後、直ちに本市に返還しなければならないこととされている。 ・ハードディスク等の記録装置に保存された特定個人情報については、記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。 ・記録装置に保存された特定個人情報の消去については、本市に対し、作業完了報告を実施させることとしている。 ・個人情報を取扱う作業場所は、市が指定する場所のみとしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルへアクセスを行う場合は、許可した者のみがアクセスできるよう権限設定を行っている。 ・特定個人情報ファイルのアクセスについて、委託先及び再委託先の従業員のアクセスログを記録している。 ・システム以外で特定個人情報ファイルを取り扱う場合、委託先から委託先及び再委託先の作業員、作業内容等を記載した作業記録を提出させる。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先及び再委託先の従業員の共通基盤に係る操作記録(ログ)を取得・保存している。 ・操作記録(ログ)には、操作日時、操作端末のIPアドレス、ユーザID、画面ID、個人番号等を記録している。 ・操作記録(ログ)はそれぞれ、10年間保存することとしている。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・特定個人情報の提供・移転の際は、提供・移転先から申請書を提出させ、根拠法令や特定個人情報の内容等の申請内容を精査し、必要な情報のみを提供・移転している。</p> <p><共通基盤における措置></p> <p>・ルールの内容</p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で事前に協議を行った上で、共通基盤担当に申請書を提出する手順となっている。申請書が提出されない場合、共通基盤を利用した提供・移転はできない。</p> <p>・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。</p> <p>・ルール遵守の確認方法</p> <p>・共通基盤担当者が、申請書及び共通基盤の設定の突き合わせを行い、申請書に記載された連携仕様どおりの庁内連携が行われているかどうか、申請書に記載されたとおりの電子記録媒体使用許可の制御が行われているかどうか確認する。また、当該申請をした業務システムの担当者においても、システムの端末を操作して、申請内容が実行されているか確認する。</p> <p>・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録（ログ）が取得・保存される。</p>		
その他の措置の内容	特定個人情報の提供・移転を行う場合は、実施日時、提供・移転の内容等を記録している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>・提供・移転の承認をしたものについては、承認の条件として、あらかじめ定めた方法（共通基盤連携、媒体連携）でのみ提供・移転を行っている。</p> <p><共通基盤における措置></p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。</p> <p>・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。</p> <p>・共通基盤を利用した庁内連携は、あらかじめ設定された連携仕様に基づき、自動的に情報の移転が行われる仕組みであることから、誤った情報の提供・移転及び誤った相手への提供・移転が行われることはない。</p> <p>・共通基盤に係る操作記録（ログ）については、日時、連携ID、移転・提供元システム名、移転・提供先システム名等を記録している。</p> <p>・操作記録（ログ）はそれぞれ、10年間保存することとしている。</p>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O] 接続しない（入手） [O] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p><広島市における措置></p> <p>1. 物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報とは本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 <p>上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。</p> <p>また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・特定個人情報の消去にあたっては、ハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。 <p>2. 技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤の各種機能の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が特定個人情報にアクセスすることはできない。また、各種機能に係る操作記録(ログ)の取得・保存を行っており、不正使用が認められる場合には、職員の特定が可能であることを周知することで、特定個人情報への不正アクセスの抑止を図っている。 ・本市の庁内ネットワークは、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ設定された通信仕様に基づく通信のみ許可する仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。また、本市の庁内ネットワークは、常時監視を行っており、不正アクセス等の脅威が検知された場合には、監視画面に警告が表示されると共に、脅威の種類、対象端末(又はサーバ、ネットワーク機器)、時間等を記録する操作記録(ログ)が取得・保存される。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新になるよう、日次レベルで更新し、各業務システム及び端末に配信している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・死者の特定個人情報も、生存者の特定個人情報と同様の保管、消去を実施している。 ・保有する個人情報については、異動が確認できた場合、随時、最新情報に更新している。 ・特定個人情報を消去する場合、特定個人情報が保存された記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊することで当該媒体に記録された特定個人情報を消去し、消去した情報、媒体、日付等を記録する。 ・届出書等の紙媒体は、広島市文書取扱規程に基づき、溶解処理を行っている。 ・USBメモリ等の電子記録媒体について、情報セキュリティ実施手順により、責任者、保管方法、利用や情報消去の手続き等の取扱いを定めている。 ・USBメモリ等の電子記録媒体について、未使用時は鍵付保管庫等で保管している。 ・USBメモリ等の電子記録媒体について、廃棄する場合、破砕処理、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、非常勤嘱託職員、臨時職員も対象として実施している。 ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記載し、前記「①請求先」に提出する。その際、運転免許証など本人であることを確認できる身分証明書等を提示する必要がある。 広島市ホームページに請求方法や手数料等について掲載している。 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1118363629312/index.html
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	広島市健康福祉局保健部保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第一の31の項、国民年金法第3条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一の31の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、国民年金法第3条第3項、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の改正及び広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 国民年金情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表第一の31の項、国民年金法第3条第3項、第74条第3項	番号利用法第9条第1項、番号利用法別表第一の31の項、国民年金法第3条第3項、第74条第3項	事後	文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 国民年金情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2~4の ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能	2 免除管理機能 免除・納付猶予(若年者)申請書、学生納付特例申請書及び免除理由該当・消滅届等を受理して、日本年金機構へ送付する書類を作成したり、日本年金機構からの通知により免除情報の修正等を行う機能	2 免除管理機能 免除・納付猶予申請書、学生納付特例申請書及び免除理由該当・消滅届等を受理して、日本年金機構へ送付する書類を作成したり、日本年金機構からの通知により免除情報の修正等を行う機能	事後	文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

平成29年9月26日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法</p>	<p>2 免除管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免除・納付猶予(若年者)申請書等により、免除に係る情報の管理を行う。 ・免除情報を日本年金機構に送付する。 ・日本年金機構から送付される処理結果により、免除情報の修正等を行う。 	<p>2 免除管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免除・納付猶予申請書等により、免除に係る情報の管理を行う。 ・免除情報を日本年金機構に送付する。 ・日本年金機構から送付される処理結果により、免除情報の修正等を行う。 	事後	<p>文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>
平成29年9月26日	<p>III リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容</p>	<p>本市職員が、職場に設置されたオンラインシステム端末機を使用して職務上知り得た者の住所を知人に教えた</p>	<p>本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BC C」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先TO」を使用した。</p>	事後	<p>個人情報に関する事故に係る変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>
平成29年9月26日	<p>III リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の個人情報を取り扱うシステムにおいては、ICカード・パスワードによるユーザ認証、権限管理により、業務に必要な情報を参照できないようにしている。 ・また、端末の操作記録(ログ)を取得し、不正行為があった場合にも、操作記録から日時、職員名、参照した情報を特定することができるようにしている。 ・上記のような技術的対策を講じた上で、全職員を対象とした情報セキュリティ研修・公務員倫理研修等によって法令順守(コンプライアンス)意識の高揚等に取り組んでいる。 ・また、情報セキュリティに関し、職員が順守すべき事項を定めるとともに、CIO(最高情報責任者)を中心とした情報資産を管理するための全庁的な体制を確立し、再発防止に取り組んでいる。 	<p>複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。</p>	事後	<p>個人情報に関する事故に係る変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>

平成30年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	こども未来局保育企画課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局保育企画課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	こども未来局保育企画課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局保育企画課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民年金に関する次の事務 1 被保険者の資格取得・喪失、及び住所変更等の届出を受理して、日本年金機構に送付し、日本年金機構から処理結果を受け取る事務 2 保険料納付の免除等の申請を受理して、日本年金機構に送付し、日本年金機構から審査結果を受け取る事務 3 付加保険料の納付の申出又は納付しないことの申出を受理して、日本年金機構に送付し、日本年金機構から処理結果を受け取る事務 4 老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金等の給付請求を受理して、日本年金機構に送付し、日本年金機構から審査結果を受け取る事務	国民年金等に関する次の事務 1 被保険者の資格取得・喪失等の届出を受理して日本年金機構に送付し、同機構から処理結果を受け取る事務 2 保険料納付の免除等の申請を受理して日本年金機構に送付し、同機構から審査結果を受け取る事務 3 付加保険料の納付の申出又は納付しないことの申出を受理して日本年金機構に送付し、同機構から処理結果を受け取る事務 4 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、年金生活者支援給付金等の給付請求を受理して日本年金機構に送付し、同機構から審査結果を受け取る事務	事後	事務の追加及び文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月8日	I 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一の31の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、国民年金法第3条第3項、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第一の31の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、国民年金法第3条第3項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事前	重要な変更の対象である記載項目であり、事前に特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる。
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]生活保護・社会福祉関係情報	[○]生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更の対象である記載項目であり、事前に特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる。

平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	-	・生活保護・社会福祉関係情報：国民年金保険料の法定免除に係る事務に必要なため保有する。	事後	主な記録項目の追加に付随するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表は義務付けられていない。
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添1)	国民年金情報ファイル 1.宛名番号、2.個人番号、3.氏名、4.住所、5.生年月日、6.性別、7.電話番号、8.基礎年金番号、9.世帯番号、10.住民種別コード、11.住民状態コード、12.資格得喪区分、13.資格種別区分、14.取得理由区分、15.資格取得年月日、16.喪失理由区分、17.資格喪失年月日、18.付加種別区分、19.申出年月日、20.辞退年月日、21.付加辞退理由区分、22.免除理由区分、23.免除状態区分、24.開始年月、25.終了年月、26.該当年月日、27.消滅年月日、28.給付種別区分、29.受付年月日、30.決定年月日、31.支給開始年月、32.他公的年金区分1、33.他公的年金番号1、34.他公的年金入力年月日1、35.他公的年金区分2、36.他公的年金番号2、37.他公的年金入力年月日2、38.不在区分、39.不在年月日、40.手帳再交付区分、41.再交付年月日、42.再交付理由区分、43.被保険者控除後所得額、44.配偶者控除後所得額、45.世帯主控除後所得額、46.処理年月日、47.更新者職員番号 統合宛名管理テーブル 1.個人番号、2.団体内統合宛名番号、3.業務宛名番号、4.住所、5.氏名、6.生年月日、7.性別	国民年金情報ファイル 1.宛名番号、2.個人番号、3.氏名、4.住所、5.生年月日、6.性別、7.電話番号、8.基礎年金番号、9.世帯番号、10.住民種別コード、11.住民状態コード、12.資格得喪区分、13.資格種別区分、14.取得理由区分、15.資格取得年月日、16.喪失理由区分、17.資格喪失年月日、18.付加種別区分、19.申出年月日、20.辞退年月日、21.付加辞退理由区分、22.免除理由区分、23.免除状態区分、24.開始年月、25.終了年月、26.該当年月日、27.消滅年月日、28.給付種別区分、29.受付年月日、30.決定年月日、31.支給開始年月、32.他公的年金区分1、33.他公的年金番号1、34.他公的年金入力年月日1、35.他公的年金区分2、36.他公的年金番号2、37.他公的年金入力年月日2、38.不在区分、39.不在年月日、40.手帳再交付区分、41.再交付年月日、42.再交付理由区分、43.被保険者控除後所得額、44.配偶者控除後所得額、45.世帯主控除後所得額、46.処理年月日、47.更新者職員番号、48.個人メモ	事後	主な記録項目の追加に付随するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表は義務付けられていない。
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	市税システム端末の直接操作、ねんきんネット	市税システム端末の直接操作、ねんきんネット、社会保険オンラインシステムの可搬型業務端末	事後	入手元機関の方針に伴う追加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表は義務付けられていない。
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 日本年金機構 ①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、番号利用法別表第一の31の項、国民年金法第3条第3項、第74条第3項	番号利用法第9条第1項及び別表第一の31の項、国民年金法第3条第3項及び第109条の10、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条及び第46条	事後	事務の追加に伴うもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表は義務付けられていない。

平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	過去3年以内に重大事故が発生していないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BCC」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先TO」を使用した。	削除	事後	過去3年以内に重大事故が発生していないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。	削除	事後	過去3年以内に重大事故が発生していないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年3月6日	I 基本情報 4. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第一の31の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、国民年金法第3条第3項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項並びに別表第一の31の項及び95の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び68条の2、国民年金法第3条第3項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	保護評価の対象としている事務に係る省令の施行によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年3月6日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保険年金課	健康福祉局保健部保険年金課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

令和2年3月6日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)</p>	<p>国民年金情報ファイル</p> <p>1.宛名番号、2.個人番号、3.氏名、4.住所、5.生年月日、6.性別、7.電話番号、8.基礎年金番号、9.世帯番号、10.住民種別コード、11.住民状態コード、12.資格得喪区分、13.資格種別区分、14.取得理由区分、15.資格取得年月日、16.喪失理由区分、17.資格喪失年月日、18.付加種別区分、19.申出年月日、20.辞退年月日、21.付加辞退理由区分、22.免除理由区分、23.免除状態区分、24.開始年月、25.終了年月、26.該当年月日、27.消滅年月日、28.給付種別区分、29.受付年月日、30.決定年月日、31.支給開始年月、32.他公的年金区分1、33.他公的年金番号1、34.他公的年金入力年月日1、35.他公的年金区分2、36.他公的年金番号2、37.他公的年金入力年月日2、38.不在区分、39.不在年月日、40.手帳再交付区分、41.再交付年月日、42.再交付理由区分、43.被保険者控除後所得額、44.配偶者控除後所得額、45.世帯主控除後所得額、46.処理年月日、47.更新者職員番号、48.個人メモ</p> <p>統合宛名管理テーブル</p> <p>1.個人番号、2.団体内統合宛名番号、3.業務宛名番号、4.住所、5.氏名、6.生年月日、8.性別</p>	<p>国民年金情報ファイル</p> <p>1.宛名番号、2.個人番号、3.氏名、4.住所、5.生年月日、6.性別、7.電話番号、8.基礎年金番号、9.世帯番号、10.住民種別コード、11.住民状態コード、12.資格得喪区分、13.資格種別区分、14.取得理由区分、15.資格取得年月日、16.喪失理由区分、17.資格喪失年月日、18.付加種別区分、19.申出年月日、20.辞退年月日、21.付加辞退理由区分、22.免除理由区分、23.免除状態区分、24.開始年月、25.終了年月、26.該当年月日、27.消滅年月日、28.給付種別区分、29.受付年月日、30.決定年月日、31.支給開始年月、32.他公的年金区分1、33.他公的年金番号1、34.他公的年金入力年月日1、35.他公的年金区分2、36.他公的年金番号2、37.他公的年金入力年月日2、38.不在区分、39.不在年月日、40.手帳再交付区分、41.再交付年月日、42.再交付理由区分、43.被保険者控除後所得額、44.配偶者控除後所得額、45.世帯主控除後所得額、46.処理年月日、47.更新者職員番号、48.個人メモ、49.単胎多胎区分、50.出産予定年月日、51.出産年月日</p> <p>統合宛名管理テーブル</p> <p>1.個人番号、2.団体内統合宛名番号、3.業務宛名番号、4.住所、5.氏名、6.生年月日、8.性別</p>	事後	<p>主な記録項目の追加に付随するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表は義務付けられていない。</p>
令和2年3月6日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>⑤事務担当部署</p>	健康福祉局保険年金課、各区市民部保険年金課及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区市民部保険年金課及び出張所	事後	<p>組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>
令和2年3月6日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>④使用の主体 使用部署</p>	健康福祉局保険年金課、各区市民部保険年金課及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区市民部保険年金課及び出張所	事後	<p>組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>
令和2年3月6日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1 日本年金機構</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号利用法第9条第1項及び別表第一の31の項、国民年金法第3条第3項及び第109条の10、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条及び第46条	番号利用法第9条第1項並びに別表第一の31の項及び95の項、国民年金法第3条第3項及び第109条の10、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条及び第46条	事後	<p>保護評価の対象としている事務に係る省令の施行によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>

令和2年3月6日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	広島市健康福祉局保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)	広島市健康福祉局保健部保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年3月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム2_②システムの機能	団体内統合宛名番号を払出す	団体内統合宛名番号を割り当てる	事後	文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月8日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。 ・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、全く別の番号に書き換えられたり、システム間連携の過程で情報の正確性が失われたりすることはない。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。 ・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたり、システム間連携の過程で情報の正確性が失われたりすることはない。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。 	事後	文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

令和4年3月8日	II-6 保管場所	<p>・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施しているほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 	<p>・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 <p>上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。</p>	事後	<p>文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>
令和4年3月8日	III-7-② その他の措置の内容	<p>・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施しているほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 	<p>・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 <p>上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。</p>	事後	<p>文言の修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>